

離婚による家族財産の分配

—カナダ・オンタリオ州について—

村

井

衡

平

				目 次
				一 序 説
			1	二 家族財産を均等に分配
		2		三 家族財産を不均等に分配
	1			夫婦の合意
		2		婚姻・別居の期間
		3		財産を取得した時期
1	4			夫婦各自の寄与
5				相続・贈与などによる財産の取得
むすび				

一序説

一七九一年に創設されたアッパー・カナダの議会は、翌年十月二十五日に最初の法律を制定した。⁽¹⁾ 「アッパー・カナダにイギリスの私法を導入する法律」(An Act Introducing the English civil Law into Upper Canada)がそれである。「財産権および市民権、証言および裁判上の証拠に関する事項について、同日現在のイギリスの法律が拘束力を有する。ただし、アッパー・カナダにおいて効力を有する王国議会の法律により、またはアッパー・カナダの法律によつて廃止されたものは、この限りでない」とする。これによつて一七九二年十月十五日現在のイギリスのコモン・ローおよび制定法が継受され、古いカナダの法律すなわちフランス法は廃止された。かくして、夫婦財産に関するコモン・ローの原則もオンタリオ州に継受され、十九世紀に入つて妻の特有財産の觀念が創設されるまで続いていた。

もともと、キリスト教会の理論によれば、「婚姻によつて夫婦は一体となる」が、コモン・ローはこれに「そして夫がその一体となる」旨を付け加えた。⁽⁴⁾ 婚姻により妻は少しばかりの例外はあるにしても、あらゆる実際的な目的において、独立して財産を所有することも、管理することも不可能になつた。⁽⁵⁾ これをより詳しいいえば、次のようになる。まず、妻は婚姻中、彼女のすべての財産を夫に与え、彼女がこれまで所有していた財産権を放棄する。⁽⁶⁾ 彼女は動産・不動産を問わず、どのような財産を所有することも、取得することも、また処分することもできず、実際上、すべての彼女の権利および利益は夫に移転するか、または夫と共同で所有することになる。⁽⁷⁾ 妻が婚姻のときに所有していたか、婚姻中に取得したすべての自由保有権(Freehold)は夫の占有および管理のもとにおかれていった。

右のようなカモン・ローの原則もそれが否定されるときがあった。これをオンタリオ州についてみれば、一八五九年の「妻に一定の財産権を取得させる法律」(An Act to secure to Married Women certain Rights of Property)にはじまる一連の立法（すなわち、一九七一年—七二一年、一八七七年、一八八四年、一八九七年の「妻所有財産法」⁽⁹⁾）(The Married Women's Property Act)によつて、妻の特有財産の概念が創設され、妻の財産上での立場が根本的に変更されるにいたつた。

それに降つて、一九五〇年の「妻所有財産法」をつけて、一九六〇年法および一九七〇法が制定された。⁽¹⁰⁾しかも、その間にオンタリオ州における法改正の過程は、一九六〇年の「オンタリオ州法律改正委員会・家族法調査プロジェクト」(The Ontario Law Reform Commission's Family Law Project)によつて開始された。

一九六七年に最初の運営報告書が公表されたのか、一九七四年には六部から成る報告書が出版され、その第四部では夫婦財産法の改正について詳細な提案を行つてゐる。⁽¹¹⁾基本的には、婚姻は特有財産を維持し、婚姻破綻に当つては、婚姻財産は財産の少い一方からの請求によつて均等に分配されるものとしていた。その後に制定された一九七五年の「家族法改正法」(The Family Law Reform Act)では、婚姻が解消されるとき、婚姻財産がいかに公正に分配されるかの問題を扱つていなかつた。この問題を最初に明記したのは、一九七八年三月三十一日より施行された「家族法改正法」であつた。

同法の第四条一項によれば、「第四項に従いながら、離婚仮判決が云渡されるか、婚姻が無効であると宣言されるととき、または夫婦が別居し、同居を回復する合理的な期待がないとき、……夫婦各自は、家族財産 (Family Assets) が均等に分配される権利を有していり」と規定する。また第四項では、「裁判所は、(a)家事契約以外のなんらかの合意、(b)婚姻のもとで同居した期間、(c)夫婦が別居した期間、(d)財産が取得された時期、(e)夫婦の一方

により相続もしくは贈与で取得された財産の範囲または(f)家族財産が均等の割合で分配されるのを不均衡とするような財産の取得・処分・保存・維持・改良もしくは利用に関するなんらか他の事情を考慮しながら、裁判所の見解によれば、家族財産を均等に分配するのを不均衡であるとき、均等でない割合で家族財産を分配する」とができる」旨を定めている。⁽¹⁴⁾つまり、裁判所は離婚判決を云渡すに当り、夫婦双方または一方の請求により、種々の事情を考慮に入れ、それぞれの特有財産以外の家族財産を均等に分配するのを原則としながら、必要なときに不均等に分配することも許されることになる。

右にみた一九七八年の「家族法改正法」は、その後に多くの修正が加えられた上で、「家族法典」(The Family Law Act)として一九八六年三月一日より施行される」となった。⁽¹⁵⁾本稿では一九七八年の「家族法改正法」のゆゑに、オハタリオ州の裁判所が一九八〇年の前後にかけて、離婚訴訟において家族財産の分配に関して、どのよほな事情のよほどのよほな判断をしているか、検討してみたこと思へ。なお、家族財産としては婚姻住居が重要な要素を占めてゐたためか、本稿でも婚姻住居またはその売却代金の分割をめぐつて争われる例が多く。

- (一) Smith and Kerb, *Private Law in Canada*. vol. 1, p. 139. (1975)
- (2) 32 Geo. III. ch. I, U. C.: Falcombridge, *Law and Equity in Upper Canada*, U. of Penn. L. R. vol. 6, pp. 2-3. (1914)
- (c) Marriage and Divorce in Canada. C. L. T. vol. L I. p. 92. (1915)
- (4) Bissett-Johnson and Holland, *Matrimonial Property Law in Canada. Introduction*. p. 1-10. (1987)
- (c) M. Lown and L. Bendiak, *Matrimonial property-the New Regime*. Alberta L. R. vol. 17. p. 373. (1979)
- (c) S. Khetarpal, *Property Rights of Husband and Wife:A Brief Survey*. Alberta L. R. vol. 7. p. 40. (1968-69)

- 離婚による家族財産の分配
- (7) S. Khetarpal, op. cit. p. 40.
 - (8) S. C. 1850. ch. 34.
 - (9) Bissett-Johnson and Holland, op. cit. p. 0-4. (1987)
 - (10) R. S. O. 1970. vol. 3. ch. 226, p. 349.
 - (11) Bissett-Johnson and Holland, op. cit. p. 0-8. (1987)
 - (12) N. Parkinson, Who needs the Uniform Marital property Act? U. of Cincinnati L. R. vol. 55. p. 684. (1987)
 - (13) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152, p. 110.
 - (14) R. S. O. 1980. op. cit. p. 111.
 - (15) ハーバード法大、村井「家族法典」九八六年」神戸学院法学第一八巻11号、七七頁以下参照。

II 家族財産を均等に分配

一九七八年の「家族法改正法」の第四条一項にみたよ^うに、離婚に際して家族財産も夫婦の間で均等に分配する^{いふ}ことは立法によつて予定されてゐる。夫婦の一方は、彼または彼女が家族財産について五十%の権利を有していふことを立証する必要はなく、それは一応の権利(*prima facie right*)として保証されたことになる。^{いふ}ハビ、Silverstein v. Silverstein(一九七八)事件によれば、家族法改正法のもとで、立法部は裁判所に、事件の具体的な事情に従つて、夫婦の財産上の利益に関してそれが衡平であると考へる行動をとる広範囲な裁量権を与えるつもりはなかつた。立法部はむしろ、個々の事件に適用されるべき正確な法原則を制定した。それによれば、特定の事件にこれらの原則を厳格に適用する^{いふ}ことから生じる不衡平な事態に対応する権利を裁判所に留保したとい

(2) う。これを具体的にいえば、裁判所には家族財産をそれが公正(fair)であると考へる自由な方法で分配する権限は与えられていない。均等に分配する」とが不公正・不均衡であるという事実が認定されればはじめて、不均等に分配する」とが許されるにすぎない。ついで、順序として、家族財産を均等に分配した事例からみていく」とにしよう。

- (一) D. A. Klein, Family Law awards in Canada. 1987. p. 139.
 (二) R. F. L. 2d. vol. 1. p. 239.

① Calvert v. Calvert (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は同居中、家庭の内外で極端に激しく労働に従事していたが、夫はかかる事態を継続しがたくなり、妻も変化を求めるながら、いずれもその意思を表示しなかつた。夫婦は最初の住居を一九七一年に一一一・〇〇〇ドルで購入したが、一九七四年に四一・〇〇〇ドルで売却し、新しい住居を五三・〇〇〇ドルで購入した。購入のためには、妻の受取った一一・七〇〇ドルの遺産が役立つた。夫が姦通を理由に離婚の訴を提起したのに対し、妻も同様の理由で反訴を起し、合意にもとづいて、離婚住居を売却し、代金を不均等に分配する」とを求めた。

裁判所はこれに対し、住居の売却代金を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、家族法改正法第四条第一項のもとでの基本的な法則によれば、すべての家族財産は均等に分配されるべきである。ただし、裁判所の意見によれば、同条四項の規定に照らして「そうする」とが不均衡であるときは、この限りでない。第四項(e)には、「その財産が夫婦の一方により相続または贈与により取得された範囲」を考慮し、裁判所は不均等な分配をす

べる」とができる旨を定めている。⁽²⁾ 妻はこの規定を拠り所として不均等な分配を求めているが、その請求は認められないという。

ところで家族法改正法第四条の規定が問題となる。この規定の内容はすでに明らかにしたところである。裁判所は離婚判決を云渡すに当たり、夫婦双方または一方の請求により、種々の事情を考慮に入れ、それぞれの特有財産以外の家族財産を均等に分割するのを原則しながら、このような方法が不衡平であるときは、均等でない割合つまり不均等に分配することができる。その際、家族財産を均等に分配するのは不衡平であることを立証する責任は、不均等な分配を請求する側に負わされることになる。当面の場合、住居の購入代金の性質が問題になつているようである。推測するところによれば、妻は彼等が婚姻住居を購入するに当り、夫の負担はもとよりとして、それよりも彼女の方が相続を原因として取得した財産を含めて、夫よりも多額の負担をしたことを理由に、彼女に有利に不均等な割合で分配されるべきことを主張するのであろう。右の事実を立証することができれば、妻に有利な分配が行われるかも知れない。だが、結果からみて、妻は裁判所を納得させるだけの立証ができなかつたものと思われる。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 9. p. 162.
(2) R. S. O. 1980. vol. 3 ch. 152. p. 111.

② Rondeau v. Rondeau and Laviolette (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、週給四〇〇ドルの夫は離婚手続を開始し、家族財産の分配、三人の子の監護・面接・扶養料および婚姻住居の売却を請求した。問題となる婚姻住居について、妻の母はその購入のために金銭を贈与して

いたこと、年収九・二一〇〇ドルの妻は母のこのような行為を理由に不均等な分配を要求するにちがいないことが明らかになつた。争点は婚姻住居の権利およびどのような割合で分配が命じられるかに向けられた。

裁判所はこれに対し、婚姻住居の売却を命じ、次のように判断している。すなわち、妻の母によって前払いされた金銭は貸付金 (Loan) であつて、贈与 (gift) ではない。金銭は返還を命じられた。したがつて、家族法改正法第四条四項のもとで婚姻住居を不均等に分配する根拠はなかつた。また、同法の第十一条一項による合有不動産権 (Joint tenancy) の推定を阻止する証拠もなかつた。合有権者は分配および売却について一応の権利を有している。したがつて、夫婦は婚姻住居について各自二分の一の権利を有しているという。

ここでも婚姻住居を購入するための資金の性質が問題である。さきにみた①の事例では妻が相続によつて取得した財産が住居購入のために大きな役目を果してゐた事実が立証されなかつたため、不均等な分配は認められなかつた。家族法改正法第四条項(e)には不均等な分配が認められる例として、相続および贈与との関連があげられる。もしここで、住居購入のための資金が妻の母による贈与であることが立証されれば、不均等な分配が可能になる余地が存在する。だが、現実には贈与ではなく、母からの貸付金つまり借金であつたという。したがつて、第四項(e)の適用はなく、原則どおり婚姻住居は均等に分配される結果となつた。

わらにもう一つ、第十一条一項(a)が関連をもつてくる。それによれば、「婚姻住居が合有者としての夫婦の名で配置または利用されているという事実は、夫婦各自が合有不動産権の分離の上に、二分の一の財産上の利益をもつことを意図している一応の証拠である……」⁽²⁾とされる。夫婦がこれまで婚姻住居を共同で使用していたのが事實とすれば、右の推定を排除するような立証のない限り、この点からみても、さきにみた母からの借金の問題と相まつて、婚姻住居は均等に分配されることになる。

離婚による家族財産の分配

- (一) R. F. L. 2d. vol. 12. p. 45.
(二) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 152.

③ Weinal. v. Weinal (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は共働きで家族のために収入をプールした。離婚手続において、妻は彼女および子の扶養料を請求し、夫は子との面接を求めた。加えて、妻は家族財産の不均等な分配を要求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、夫婦双方は彼等の能力および責任に従つて、家族の収入に基本的な財政上の寄与をした。妻は子の世話の役目を果したが、夫も同様に寄与した。また、夫婦双方は家事の運営に力をつくした。家族法改正法第四条四項のもとで家族財産を均等に分配するには不衡平なものであった。妻は離婚の訴を提起し、付隨的な救済に加えて、婚姻住居の分配を請求した。裁判所はこれに対し、離婚仮判決を云渡し、婚姻住居を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、家庭法改正法の第四条四項に関する、夫婦各自の財政的地位は不同であるにもかかわらず、婚姻住居を均等に分配する」とは不衡平ではなかつたといふ。

ここでは夫婦が共働きで家族財産の形成に努めており、さらに加えて、子の世話についても双方が応分の役目を果し、家事の運営についても力をつくした。家族財産の分配に当つては、このような事情が裁判所によつて評価され、原則に従つて均等に分配されたものと考えられる。

- (一) R. F. L. 2d. vol. 23. p. 14.

(4) Sharp v. Sharp and Frecker (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六五年に婚姻した。医師である夫は婚姻前より実質的に妻より多額の資産を有し、より良い仕事についていた。財産の大部分は夫が婚姻前より所有したものであった。一九七二年に夫は他の女性と不倫な関係をもち、一九七五年には彼女と同居するため婚姻住居を離れた。この婚姻住居は夫の父が建設し、夫に贈与したものであつた。妻は離婚の訴を提起し、付隨的な救済に加えて、婚姻住居の分配を請求した。夫は妻が適切な住居を新らしく購入するのを援助するために五五・〇〇〇ドルを一括して支払った。

裁判所はこれに対し、離婚仮判決を云渡し、婚姻住居を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、家族法改正法第四条四項に関する、夫婦各自の財政的地位は不同であるにもかかわらず、婚姻住居を均等に分配することは不衡平ではなかつたといふ。

ところで夫が婚姻前より所有していた多額の資産は夫の固有財産である。妻はこのような事情を充分に承知の上で、しかも彼女が新しい住居を購入するため夫が五五・〇〇〇ドルを負担してくれたことをも考慮して、婚姻住居の分配のみを請求したのであろう。ところで、この婚姻住居は夫が婚姻に当つて彼の父より贈与されたものであつた。夫の行状をみれば、妻以外の女性と不倫な関係をもち、彼女と同居するために婚姻住居を離れてしまつた。このような事情のもとでは、家族法改正法第四条四項(e)により、婚姻住居の分配については、妻の有利に不均等にならざるべきであると考えるのが筋であろう。このような期待に反し、裁判所が原則論に立つて均等に分配したのも、夫が支払つた五五・〇〇〇ドルにより、妻の有利に不均等に分配するより以上の利益が妻にもたらされたと判断したためではなかろうか。

(1) R. F. L. 2d. vol. 22. p. 29

(5) Powolny v. Powolny (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七七年十二月にポーランドで婚姻し、翌年カナダに渡つたが、一九八〇年九月に別居した。婚姻前に六十三才の夫は四十六才の妻に対し、自分と婚姻しカナダに移住してくれるならば、健全な生活を提供できるだろうとのべていた。婚姻に当つて妻はポーランドでの二十五年にわたる看護婦としての確立された地位・財産および退職年金を放棄していた。家族財産は三一・〇〇〇ドルおよび四・〇〇〇ドルの銀行預金であり、数件の銀行口座の一つを夫が家族および事業のために使用している。離婚訴訟において、妻は扶養料および家族財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、三一・〇〇〇ドルおよび四・〇〇〇ドルの銀行預金は家族法改正法第四条に従い、均等に分配されるべきであり、妻にその二分の一の一七・五〇〇ドルが与えられる。婚姻期間が短いにもかかわらず、妻に家族財産を均等に分配することは不均衡ではないという。

ここでは主として妻のおかれた立場が検討されなければならない。彼女は母国ポーランドで長年にわたつて看護婦として仕事を継続していた。夫から婚姻の申出をうけたとき、カナダに移住するとしても、彼女は英語を話すことができるないし、何よりもこれまで継続してきた仕事を放棄することを直ちに決意できなかつたにちがいない。さらに言葉の問題も大きな障碍になる。それにもかかわらず彼女の決意をうながしたのは、夫の言葉であつたろう。自分の言葉を信じて母国での社会的な地位を離れた妻の生活を健全なものとして支持するのが、夫の義務と考えられる。しかし、現実はこれとうらはらに、婚姻は三年間も継続できなかつた。彼女は現在、自立をめざして英語の修得にはげんでいる。過去のいきさつに加え、将来への展望を明るいものにするためにも、家族法

改正法の原則に従い、家族財産である銀行預金も均等に分配し、二分の一を彼女に与えるのが合理的な解決方法とすべきであろう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 26. p. 250.

⑥ Mercer v. Mercer. (一九七八) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六一年に婚姻した。彼等は婚姻前より夫が所有していた家屋に居住した。婚姻後、夫婦は小別荘を購入し、家族のために利用していた。一九七四年に別居合意書が作成され、それによれば子の監護・面接・扶養料を定めていた。さらに、夫は扶養料および財産に対する妻の請求を完全に解決するため、妻に一括して一五・〇〇〇ドルを支払う旨を合意した。夫は離婚の訴を提起し、妻は反訴で財産上の権利および扶養料の未払額を請求した。

裁判所はこれに対し、小別荘を均等に分配し、次のように判断している。すなわち、合意書によれば、婚姻住居およびその内部の家具類は家族財産とみなさない旨を定めている。これによる限り、婚姻住居に関する妻の請求は認められない。だが、小別荘は家族財産であった。したがって、家族法改正法第四条四項により、小別荘は均等に分配されるという。

すでにみたとおり、第四条四項は家族財産の分割に関して、それが適切と考えるような広範囲な裁量権を裁判所に付与してはいない。基本的な原則はあくまでも家族財産を均等に分配することである。均等な分割以外の方法を主張する人は、証拠によりそれが妥当であることを立証する責任を負わされる。当面の場合、妻が婚姻住居を家族財産と主張するのであれば、やきの別居合意書の定めが無効であり、婚姻住居も家族財産であることを証

拠により立証しなければならない。それが不可能である限り、妻は小別荘の均等な分配で満足するしかあるまい。

(一) R. F. L. 2d. vol. 5. p. 224.

(7) Allen v. Allen (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六九年に婚姻した。夫はカナダ電話会社の社員であり、会社の「株式購入プラン」によつて、自社の株式九〇〇株を購入していた。一九八〇年一月に別居するに当り、重要な唯一の財産は二二七・〇〇〇ドルの婚姻住居および株式であった。夫は離婚の訴を提起し、妻は子の監護・扶養料および婚姻財産の分配を請求した。監護・面接の問題は解決された。二ヵ月後に手続が開始されたが、夫は株式を売却し、代金一八・〇〇〇ドルはギャンブルに使つてしまつた。妻は夫が売却代金を浪費した事実は、家族財産は夫婦間に均等に分配されるべきだという一応の法則から法律上も事実上も離れるに充分な理由になると主張する。

裁判所はこれに対し、婚姻住居を均等に分配し、定期的な子の扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、家族法改正法第四条四項(f)には、「家族財産が均等の割合で分配されるのを不均衡とするような財産の取得・配分・保存・維持・改良もしくは利用に関するなんらか他の事情……」を考慮しながら、裁判所が家族財産を均等に分配するのを不均衡と判断するとき、均等でない割合で分配することができる旨を定めている。いにいうカナダ電話会社の株式は、家族財産ではなかつた。夫が浪費し処分したのは彼自身の財産であつて、家族財産の分配に影響を及ぼさない。また、婚姻住居についてそれを不均等に分配するよう命じる理由は存在しないところ。

いじで唯一問題になつたのは、夫が購入した株式が家族財産に含まれるかどうかである。一つの場合を考えら

れる。一つは、夫が株式を購入したのが婚姻前であつたとき、もう一つはそれが婚姻後だつたときである。前者だとすれば、会社の株式は夫が自分の収入で個有の財産として購入したことになり、夫の特有財産となることには問題はない。夫が株式を売却し、代金をギャンブルに使つたとしても、彼の特有財産がそれだけ減少したにすぎない。これに反して後者の場合、ここでも二つに分けられよう。一つは婚姻中に夫が自分の特有財産で株式を購入したとき、もう一つは夫が家族財産より購入代金を妻の意思に反して支出したときである。これについて裁判所は、夫が浪費したのは彼自身の財産であつて、家族財産ではなかつたと指摘するのみで、株式の購入が婚姻前か、婚姻中かは明らかにしていない。だが、いずれにしても、右に分類したところにより、夫が自分の特有財産より株式購入の代金を支出した場合に該当している。そうだとすれば、家族財産の分配とは一切関係のない問題であり、裁判所が家族財産を原則に従つて均等に分配するのも当を得た判断と思われる。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 24. p. 152.
- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.

三 家族財産を不均等に分配

一九七八年の家族法改正法第四条一項によれば、夫婦が別居し、同居を回復する合理的な期待がない場合に、夫婦各自は家族財産が均等に分配される権利を有するとしながら、第四項では、裁判所の見解によれば、家族財産を分配するのは不平等であるとき、均等でない割合で家族財産を分配することができる旨を定め、裁判所が考慮すべきいくつかの事情を明記している。⁽¹⁾夫婦の合意、婚姻または別居の期間、財産が取得された時期、夫婦各

自の寄与、相続・贈与などで取得された財産の範囲などがそれである。本節ではこれら的事情を個別的に取り上げ、それを理由にして家族財産を不均等な割合で分配したいくつかの事例を検討する」とにしよう。

(1) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. pp. 151-152.

1 夫婦の合意

① Doroshenko v. Doroshenko (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九四八年に婚姻したが、一九六二年に夫は飲酒問題で入院し、同年十一月に夫婦は別居合意をして同月二十日付で捺印証書を作成し、夫は婚姻住居に関する彼の利益を妻に譲渡した。土地譲渡税宣誓供述書 (Land transfer tax affidavit) によれば、この譲渡は夫婦の合意による旨を明示していた。夫の飲酒の習慣はほとんど変らず、一九七七年に夫婦は別居し、同年四月に妻は婚姻住居を五三・五〇〇ドルで売却した。夫はその売却代金の分け前を妻が彼のために信託として保有している旨の宣言を求めた。

裁判所はこれに対し、妻は夫のために信託受託者として一〇・〇〇〇ドルを保有すると宣言し、次のように判断している。すなわち、別居合意書はその時に現実に別居が行われていなかつたため、公の秩序に反して無効であつた。家族法改正法第五十九条三項はこの場合に適用されない。他方において、婚姻住居は家族財産であつたから、その売却代金もまた家族財産であつた。さらに、妻は子の世話という主要な責任に加えて、婚姻中ずっと働いていた。妻の努力がなければ、婚姻住居は失われてしまつたにちがいない。これらの事情からみて、夫は売却代金のうち一〇・〇〇〇ドルについて権利を有したにすぎないとする。

ここで家族法改正法第五十九条三項によれば、「現実に別居している夫婦により、一九七八年二月二十一日以前

になられた取決めまたは合意にもとづいて、財産が譲渡されるとき、彼等の間での譲渡は、あたかも家事契約(Domestic contract)によつてなされたかのよう「有効である」と定めている。当面の場合、別居合意が行われたのは一九六二年ではあるけれども、その時に別居は現実に行われていない。もともと、別居合意はそれにもとづいて現実に別居が実現しておらなければ、効力がない。夫婦が別居したのは十五年後の一九七七年のことであつた。結果的にみれば、別居合意はなく、捺印証書も無効であつたことになる。そこで問題はそれ以後のことになると、一九七七年に別居し、妻が婚姻住居を五三・五〇〇ドルで売却した代金をどうするか。裁判所は子の世話を含めた婚姻に対する妻の貢献の程度を大きく評価しており、この点からみて家族財産である売却代金を均等の割合で分配するのは不平等であると判断し、夫の権利を一〇・〇〇〇ドルに限つて認めたわけであろう。しかも、夫はもともと婚姻住居の売却代金についての自分の分け前を妻が信託として保有していると主張するが、この主張自体、彼の分け前が妻のそれより少いことを自ら認めしており、均等な分割を期待していなかつたとみてよいのではあるまいか。つまり、夫は暗黙のうちに不均等な分配に合意していたとみることもできる。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 9 p. 61.
- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 134.

② Cushman v. Cushman (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五四年一月に婚姻し、一九六一年にいちど別居した。別居合意書に双方が署名してゐる。一九六一年十月に夫婦は同居を再開したが、一九七四年十一月末に夫は婚姻住居を最終的に立去つた。それより前、同年五月に夫婦は権利放棄証書 (quit claim deed) を作成し、夫は共有の婚姻住居について彼の所

有する権利を妻に移転していた。妻は離婚の訴を提起し、夫も反訴を起し、双方より家族財産の分配が請求された。

裁判所はこれに対し、双方の離婚請求を認め、家族財産を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、家族法改正法第四条四項(a)によれば、家族財産を分割するに当り、裁判所は家事契約 (domestic contract) のほかにどのような合意も考慮すべきであった。この条項は文書に限定されず、口頭の合意も含めている。夫が権利放棄証書に署名したとき、彼は妻がなんらかの保証を求めていると理解していた。不均等な分配は、合意およびそれがなされた事情のもとで正当な理由がある。夫の行為は合意がなされた理由に関する限り、関連性がみられる。具体的な事情のもとで夫が自発的にした合意に照らし、裁判所が第四項を適用して均等に分配することを命じるのは、妻にとつて不平等であった。妻は合意にもとづいて婚姻住居のすべてを与えられるという。

ところで一九七八年の家族法改正法によれば、第四条一項において、夫婦は離婚に際し、原則として家族財産が均等に分配される権利を有している旨を定めながら、四項では例外として不均等な分配が許される場合の一つとして、「家事契約以外のなんらかの合意」をあげている。⁽²⁾ 家事契約には婚姻契約 (marriage contract)・同居合意 (Cohabitation agreement)・別居合意 (separation agreement) および父性合意 (paternity agreement) の四種が含まれる。⁽³⁾ 家族財産の分配はこれら以外の合意に該当しており、裁判所はかかる合意にもとづいて家族財産を分配できることになる。すでに一九七四年に夫婦間で権利放棄証書が作成されたとき、夫は夫婦共有の婚姻住居について彼の有する利益を妻に移転している。つまり、婚姻住居はすでに妻の単独所有になっているわけである。このような事情からみると、離婚に際して婚姻住居が妻のものと認められる限り、その分配が問題となる余地は全く存在しなかつたことになろう。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 10. p. 305.
- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.
- (3) Hadden, Ontario Family Law Procedure Handbook, 1994. pp. 39-40.

③ Wiebe v. Wiebe (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫の過度の飲酒を原因として、妻が彼女自身および子のための生活の保証を求めた。夫婦は口頭の合意により、一九七七年二月十五日付の捺印証書で婚姻住居を妻の名義に移し、妻は夫が引続いて同居する」とした。夫婦は翌七八年八月までそこに居住したが、訴訟開始の直前に売却した。妻は彼女自身および子の扶養料を請求すると共に、婚姻住居の売却代金の分配を求めた。

裁判所はこれに対し、婚姻住居を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、婚姻住居は売却されるまで家族財産であり、売却代金がそれに代わっている。売却後に夫は代金から妻に七・〇〇〇ドルを支払っている。夫が住居を使用する」と、妻がパート・タイムの仕事と並んで家事および子の世話を寄与したことを考慮し、夫は売却代金のうち三・五〇〇ドルを保有し、妻には残余全額が与えられるという。

ここで一つ問題になるのは、夫が婚姻住居の名義を妻に移したとされる点である。詳しい事情は明らかでないが、夫が自分の所有する婚姻住居をその時点で完全に妻に譲渡したわけではなく、離婚後の妻子のための生活を保証することをそれによつて明示しておくため、名義を妻に移したにすぎないと考えるべきであろう。そうだとすれば、裁判所もいうとおり、婚姻住居はいぜんとして家族財産に含まれることになるから、離婚に際してその売却代金をどのように分割するか。当面の場合、離婚にいたつた原因として夫の飲酒を無視する」とはでわかない

し、他方では妻がパート・タイムの仕事と並んで家事および子の世話を積極的に努力した事実が評価される。このような事情のもとで、婚姻住居の売却代金を均等に分配することが不平等であるのはいうまでもない。妻の有利に不均等に分配する」とが要請されるし、そうすることを予め夫婦が暗黙のうちに合意していたとも考えられる。このよほな合意は、家族法改正法第四条四項(a)にいう「家事契約以外のなんらかの合意」に該当する。⁽²⁾ 売却代金の総額が明らかでないが、夫が妻にすでに七・〇〇〇ドルを支払っており、夫の分け前が三一・五〇〇ドルとされたのも、右の要請ないし合意に沿つた妥当なものとみてよからう。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 10. p. 286.
- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.

④ Studnicka v. Studnicka (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五〇年に婚姻し、一九八一年に別居した。その間、一九五四年に妻の両親は一区画の土地および現金一一・〇〇〇ドルを夫婦双方に贈与した。夫婦はこの現金を婚姻住居および家具の購入資金として使用した。彼等は収入を共同でプールし、夫がかせぎ手であつたが、妻も家庭外で働き、子を養育した。

一九八一年に夫が婚姻住居を去る前に、夫婦は書面により、妻は住居を維持できなくなるまでそこに居住できること、そして住居はその後に売却されるべき」とを合意した。妻は離婚訴訟において、彼女の有利に婚姻住居の不均等な分配を請求した。

裁判所はこれに対し、婚姻住居を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、妻の両親による贈与は夫婦双方になされたため、不均等に分配することは正当でなかつた。しかし、夫婦の書面による合意が存在す

る」とは、住居が不均等に分配されるべきかどうかを決定するに当つて考慮されるべき要因であつた。したがつて、婚姻住居は妻に八十九パーセント、夫に二十一パーセントの割合で分配されるといふ。

（二）でまず問題になるのは、妻の両親が本件夫婦に土地および金銭を贈与するに当つて、夫婦各自にどのような割合で贈与するのか、明示していたかどうか。一般論としてみれば、夫婦に贈与するというのみで、各自の割合は示さなかつたとか、または具体的な割合として、たとえば二分の一ずつとかその他の具体的な数字を示していただ例が考えられよう。この点について裁判所は、妻の両親による贈与は夫婦双方になされたため、不均等に分配するることは正当でなかつたとする。これのみからみれば、二分の一ずつであつたとも推測される。だが、（一）ではそれよりも、夫が婚姻住居を去るときにした合意およびそれ以降の事情の方が重要な意味をもつてくる。家族法改正法第四条四項（f）によれば、家族財産の分割について、「財産の取得・処分・保存・維持・改良もしくは利用に関する他のなんらかの事情」も考慮すべきものとする。夫はもともと婚姻住居が妻の両親よりの贈与であること、妻は夫と同等に婚姻の維持・継続に寄与したこと、さらに別居後の住居の利用および最終的な売却まで定めている点からすれば、夫は婚姻住居が妻に有利に分配されるべきことに予め同意していたとみてまちがいなかつた。

(1) R. F. L. 2d. vol. 36. p. 299.

(2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.

2 婚姻または別居の期間

① Dixon v. Dixon (一九八一) 事件⁽¹⁾

離婚による家族財産の分配

この事件において、先夫に遺棄された妻は四人の子と共に、現在の夫の農場に家政婦として移り、翌一九五九年に婚姻し、子が二人生れた。妻は家族の世話をし、農場の仕事を手伝つた。五年後の一九六四年に夫が家族の許を離れ、妻子の扶養を拒否したので、妻も農場を離れ、それを売却した。子は生長し、妻は彼女自身の別の住居で生活し、福祉の世話をうけている。彼女は扶養料の支払いおよび家族財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、農場の財産および住居は、妻が農場にきて夫と同居する以前に夫が相続していたこと、夫は家族の許を離れるまでその土地に居住していたことを考慮し、妻は農場の二十五パーセントについて権利を有していた。加えて、妻の農場の維持への寄与、別居の期間および農場の相続をめぐる事情を考慮するとき、妻は農場の残与について十パーセントの権利を有していたという。

② Eggleson v. Eggleson (一九八一) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九四六年一月に婚姻し、三十年ののち、一九七八年六月に別居した。五人の子はすべて成年である。夫は他の女性と知り合つたのち、妻の弁護士の要求により婚姻住居から立ち去つた。住居は彼女および家族を保護するため、妻の名義とされていた。夫は妻のため週に一五〇ドルの扶養料を支払つている。別居中、妻は住居の維持に努力を払つた。妻はベビーシッターとして年に四・〇〇〇ドルを得てている。夫は三年間の別居を理由に離婚の訴を提起し、家族財産の均等な分割を請求した。妻は扶養料および家族財産の不均等な分配を求めた。

裁判所はこれに対し、家族財産を妻の有利に不均等に分配し、夫に扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻は四年もの間、財産を保存し、維持してきたから、それを均等に分配するのは不均衡である。

る。妻は五十五パーセント、夫には四十五パーセントが与えられるという。

右にみた二つの事例については、家族法改正法第四条四項の(b)および(c)が問題となる。(b)は、「婚姻のもとでの同居の継続期間」また(c)は、「夫婦が別居を継続した期間」を家族財産を不均等に分配するのを正当とする理由として考慮できる旨を定めている。⁽³⁾ (c)でまず①の事例をみれば、実質的に婚姻が正常に継続したのは約五年間にすぎず、その後は約十八年もの間、別居が続いていた。主要な財産である農場は、婚姻前に夫が相続によって取得していたこと、妻は当初、夫の家政婦として農場にきたこと、夫婦間の二人の子を養育したこと、夫が家族の許を離れた前後を通じ、妻は農場を維持するために特別な寄与をしたことが明白に認められる。とくに夫婦として同居した期間に比較し、別居期間がその三倍の長期に及んでおり、その間、夫の扶養をうける」となく、母子の生活を維持してきた事実は、家族財産の分配に当つて妻の有利に考慮すべき要員であることはまちがいない。

また、②の事例をみれば、約三十年間の正常な婚姻が継続したのち、四年間の別居となつてゐる。①の場合とは全く対照的である。主たる財産である婚姻住居はもともと夫の所有に属していたと思われるが、別居に当つて妻の名義にしたといふ。このことは、この時点で婚姻住居を妻に贈与したことを意味するのか、またはそうでなく、妻の弁護士の要求に耐えかねて、名義のみを一時的に妻に移したのか、明らかでない。だが、裁判所は四年にわたる別居期間に妻が財産を保存・維持するために努力してきたことをとくに強調し、妻に家族財産の五十五パーセントを与える点からみると、婚姻住居がもとよりその対象を成しており、しかも名義上のみ妻のものとなつていたのを、この時点が改めて妻の有利に不均等な割合で分配したのが現実と考えられる。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 30. p. 32.
 (2) R. F. L. 2d. vol. 36. p. 299.

離婚による家族財産の分配

3 財産を取得した時期

Tsanos v. Tsanos (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七二年一月に婚姻し、一九七八年七月に別居した。婚姻前に妻は一九六七年に彼女自身の名義で住居を購入した。購入代金は二七・〇〇〇ドルであり、彼女自身の資金より一〇・〇〇〇ドルを頭金とした。夫はこの購入に全く関与していない。夫婦はここに同居していたが、一九七〇年六月に売却し、改めて現在の婚姻住居を購入した。一〇・〇〇〇ドルの頭金は主に妻が支払い、妻のみの名義で登録された。その後、夫婦が一九七二年に婚姻したのは、彼等の間に生れた子を嫡出子とするところのみが目的であった。妻が離婚および家族財産の不均等な分配を請求したのに対し、夫は均等な分配を求めた。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認容し、家族財産を不均等に分配し、夫の権利を三・〇〇〇ドルと評価し、次のように判断している。すなわち、財産は婚姻前に購入され、購入代金の頭金はほとんどが妻によって支払われた。また、妻は三件ないし四件の借金を完済し、財産の修理・改善の費用の大部分を支出した。これに対して夫は少しばかり労働力を提供したにすぎない。妻は財産の取得・維持・改善に偉大な寄与をしたから、均衡な割合で分配するのは不平等だという。

ここでは婚姻住居が購入された時期はいつか、購入代金を負担したのは夫か妻か、これが主として問題となる。現実に婚姻が行われたのは一九七二年であり、六年後の一九七八年には別居している。しかも、問題となる婚姻住居の購入は、彼等が婚姻前の同居中に行われている。最初は一九六七年に妻が金額を負担しており、二度目の

一九七〇年にも大部分を妻が支出していた。婚姻前に行われた住居の購入に夫はほとんど寄与していないと認められる。さらに加えて、彼等がその後に婚姻したのは、子を嫡出子にすることのみが目的であつた。子が無ければ、彼等が婚姻することはなかつたかも知れない。婚姻後の事情からみても、夫が財産の均等な分配を請求する理由はほとんど見当らない。夫に三・〇〇〇ドルの権利が認められたのは、彼の提供した労働力の対価もそこに含めているのではないか。

(一) R. F. L. 2d. vol. 15. p. 368.

4 夫婦各自の寄与

① Burton v. Burton (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七二年八月に婚姻し、一九七八年九月に別居した。婚姻当時、妻は約一〇〇・〇〇〇ドル、夫は住居および四七・〇〇〇ドルを所有していた。妻は夫と婚姻し、彼の住居に入るため、彼女自身の住居を売却した。夫婦は彼等の会計を別々にすべく合意した。夫の住居は彼の父が建設したものであり、夫がそれを維持してきた。妻は夫の要求で仕事を止め、パート・タイムで働いた。一九七六年から七七年にかけて、夫は一一〇・〇〇〇ドルを相続した。離婚訴訟において、原審が婚姻住居の売却代金の二分の一を妻に与えたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、原審は夫の資産の評価を誤り、また夫婦が各自の資産および収入を別々に保有する旨の合意または了解していた事実を考慮しなかつた。妻は夫の財産の取得・保存・維持または改善について重要な寄与は何もしなかつたし、そうすることができたにもかか

わらず、婚姻に財政的な準備または寄与もしなかった。それゆえ、婚姻住居を均等の割合で分配することは不公平であった。妻には売却による代金の二十五パーセントが与えられるという。

② O'Reilly v. O'Reilly (一九七九) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九五六年十一月に婚姻した。二十一才と二十才の子がいる。一九七六年十月に面倒な問題が生じ、一九七七年の春に妻は夫の姦通の事実を知った。妻は離婚の訴を提起し、家族財産の分割を請求した。夫婦は婚姻期間を通じて労働に従事し、加えて、妻は文字どおりすべての家事および子の世話を引受けっていた。彼等は婚姻中の収入をプールしていた。一九七六年八月に夫は妻に知らせずに彼自身の銀行口座を設け、彼のすべての支払小切手を妻に与えることを止め、代わりに家政の費用として週に七十五ドルを与えていた。離婚の訴において、妻は家族財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、子の世話、家事および財政的な取決めはすべて夫婦の共同責任である。子の世話および家事について妻が不平等な責任を引受けた結果、妻に五・〇〇〇ドルを支払う範囲において、家族財産は不均等に分配されるという。

右にみた二つの事例では、夫婦各自の婚姻への寄与の程度が問題となり、具体的な事情のちがいに応じて反対の結論になつてているのが注目される。まず、①の事例をみれば、妻は婚姻前より彼女自身の住居を所有しており、婚姻に当つて売却しているから、その代金はもとより彼女のものである。他方、夫も住居を所有し、婚姻により妻がそこに同居した。婚姻中は合意にもとづき、各自が財布を別にする生活を営んでいた。しかも、妻は夫の財産の取得・保存・維持のためになんらの寄与もしていないと認められた。もつとも、妻が夫の要求で仕事を止め、パートで働いた時期があつたことが彼女にとってプラスの要因として作用するにすぎない。夫の婚姻住居の売却

代金について、一十五ペーセントのみが妻に与えられた理由はこゝにあると考えられる。

また、②の事例をみれば、①とは対照的に、妻は労働に従事するのに加えて、すべての家事および子の世話を引受けている。これに対して夫は妻に対する財政的な制約を加えた事実が認められる。家族法改正法第四条五項もいふよへに、子の世話、世帯の処理および財政的な準備は夫婦双方の共同責任である。⁽³⁾ このような共同責任を充分に果せなかつた夫に対し、妻に五・〇〇〇ドルを支払う義務を負わせるべくにより、家族財産を妻の有利に不均等に分配したのは当を得たものであらう。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 24. p. 238.
- (2) R. F. L. 2d. vol. 9. p. 2.
- (3) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.

③ Riccito v. Riccito (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件におひて、夫婦は一九六二年に婚姻した。夫は健康に問題があるが、労働は可能であり、三十五・〇〇〇ドルの年収を得ており、妻も教師として三〇・〇〇〇ドル稼いでいる。一九六九年に夫婦共有の婚姻住居の売却金、夫の母からの一〇・〇〇〇ドルの借金および夫の株式の売却により、新しい婚姻住宅を購入した。この住居は一二五・〇〇〇ドル以上の価値があるが、夫の事業の関係で六・八〇〇ドルの一一番抵当、三五・〇〇〇ドルの一一番抵当の目的となつてゐる。夫は病気が原因で一九七三年に妻子の許を離れ、それ以降、扶養料を支払つてゐる。一九七九年三月に夫婦は別居合意書に署名し、夫は三五・〇〇〇ドルの借金について責任を負い、妻は夫婦が共有の婚姻住居を占有するべく、もし夫が借金を支払わないと、彼の権利は妻に移転するべくを定め

た。妻が離婚の訴を提起し、子のための扶養料および婚姻財産の不均等な分配を請求した。

裁判所はこれに対し、婚姻財産を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、妻は家事および子の世話のために働くのみでなく、二つの仕事について一人で責任を引受けている。したがって、婚姻財産の不均等な分配が認められる。家族法改正法第四条四項および五項による妻の責任の引受けは、一五・〇〇〇ドルと評価され、妻は婚姻住居に関する夫の取り分にそれを請求することができるといふ。

(1) では婚姻後約十年を経て夫婦は別居状態にあつた。別居中、夫は収入がありながら妻子の扶養料を全く支払つておらず、すべて妻が自分の負担で子の世話も果してきた。それのみでなく、妻は夫婦の財産についても、当初の婚姻住居の売却に始まり、新しい住居の取得・保存・維持・改良などすべての面で彼女が責任を引受けたのが実情であり、彼女の果した役割は高い評価をうけなければならない。新しい婚姻住居は一三五・〇〇〇ドル以上の価値があるとされるから、たとえ一番抵当、一番抵当の合計四一・八〇〇ドルの借金を支払つても、約八〇・〇〇〇ドルが残る計算となる。そこで問題はこの八〇・〇〇〇ドルをどのように夫婦間に分配するのが妥当か。すでにみた家族法改正法第四条四項(f)および五項の規定からも、これを均等に分配することが不均衡な結果をもたらすことはいうまでもない。裁判所が妻の寄与を一五・〇〇〇ドルと評価し、その分だけ妻に有利に不均等な分配を命じたのも合理的な判断といえよう。

- (1) R. F. L. 2d. 23. p. 144.
- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 111.

- ⑤ Haines v Haines (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七〇年に婚姻し、一九七九年に別居した。婚姻住居には妻と二人の子がいる。婚姻前に妻は看護学の学位を取得し、トロントの病院で管理職の看護婦として仕事に従事していた。婚姻後は弁護士である夫の要求で仕事を中断し、家事・子の世話および夫の依頼者との対応に全責任を引き受けている。夫の年収は五〇・〇〇〇ドルを越えている。別居後、妻子は夫が投資の目的で購入していた住居の一つに移り、妻は職を探している。夫と他女との関係に起因する精神的虐待を理由とする離婚手続において、妻は彼女および子の扶養料並びに家族財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を不均等に分配し、次のように判断している。すなわち、一九七五年から一九七九年まで彼等が居住した建物は婚姻住居であり、家族財産であった。妻が家事および子の世話に寄与し、そのため彼女自身の仕事を遂行し、彼女自身の資産を獲得することができない一方で、夫は約十年間に五〇〇・〇〇〇ドルに及ぶ資産を得ることができた。このような事情のとき、婚姻住居に関する権利を妻に与え、他の家族財産を当事者間に分配するのが公正であるという。

⑥ Howey v. Howey (一九八四) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九六一年に婚姻し、一九八二年に別居した。三人の子のうち、最年少の子は精神障害がある。一九八四年に夫は従来の仕事に留まつておれば雇傭を失う危険を感じ、仕事を変更したために収入が減少した。別居後、妻は年に十ヵ月働いて九・〇〇〇ドルの収入があり、夫は年に四二・〇〇〇ドルを稼いだ。離婚手続において、妻は彼女および子のための扶養料の支払いと共に、家族財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いおよび家族財産の不均等な分配を命じ、次のように判断している。すなわち、婚姻中、妻は家事および子の世話を第一次的に引受けっていた。妻の家事および子への寄与は、夫によるも

のをはるかに超越していた。」)のような要因は婚姻継続の期間と結合し、家族財産は不均等に分配されるべきであるとの結論に導くといふ。

やがてみた(5)の事例では、夫が弁護士、妻が看護婦という夫婦が登場している。通常の共働き夫婦であれば、婚姻後もそのまま仕事を継続して収入を確保すると思われるが、ここではちがつてゐる。弁護士として約五〇・〇〇〇ドルの年収を得ている夫からすれば、共働きの妻の収入を当てにする必要はなかつたらしく、妻に仕事をやめるよう要求し、また彼への仕事の依頼者との対応を妻に一任している。妻は法律事務所の事務員の仕事を引受けたが、それに留らず、家事および子の世話を加わつてくる。このよつた妻の寄与により、夫は約十年の間に五〇〇・〇〇〇ドルの収入を得ることが可能となつた。他方、(6)の事例をみれば、夫が雇傭を失う危険を感じて職を変えたとはいへ、四一・〇〇〇ドルの年収がある。つまり、転職する以前の年収はそれを越えていたことを示している。また、やがての事例とちがい、ここでは婚姻後も共働きが継続されている。だが、この夫婦は精神障害のある最年少の子をかかえている。通常の子と比較し、子の世話には親にとつて倍増する忍耐と努力が必要とするにちがいない。このように(5)および(6)の事例にみられる夫婦の事情はちがいをみせるけれども、妻のおかれ立場にちがいはない。いずれの場合も妻は家事および子の世話を第一次的に引受けっていて、このような妻による寄与がなければ、夫は仕事を継続することが不可能であつたと思われる。このことが家族財産の分配に大きく作用している」とは改めていつまでもない。

- (一) R. F. L. 2d. vol. 42. p. 23.
- (二) R. F. L. 2d. vol. 36. p. 252.

5 相続・贈与などによる財産取得

① Prytula v. Prytula (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六〇年に婚姻した。婚姻後、夫婦は最初の住居を一六・〇〇〇ドルで売却し、二軒目を三〇・〇〇〇ドルで購入する資金として利用できた。その価格の四五・一一パーセントを夫が負担し、残り五四・八九パーセントは妻の父による贈与であった。父は贈与に当り、その住居が妻の名義で購入されたことを条件とし、条件は充たされていた。その後、一九七七年に夫は妻を遺棄した。妻は婚姻後わずか五ヶ月働いたにすぎない。妻の父は夫の事業を経済的に援助しており、夫はノバ・スコシシアに移り、そこで資産を得た。その後、妻は家族法改正法が施行される一九七八年より前に婚姻住居を売却したので、夫はその無効を主張した。妻は離婚の訴を提起し、扶養料の支払いを請求したのに対し、夫は家族財産の分配を求めた。

裁判所はこれに対し、財産を不均等に分配し、夫に妻子のための扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、家族法改正法が施行される一九七八年より前に譲渡された婚姻住居については、第一部「家族財産」に含まれる第三条以下の規定が、第十二条により、遡及して適用されるため、第四条および第五条も当然に適用されることになる。したがって、夫は婚姻住居の売却代金の約二分の一について一応の権利を有していた。しかし、妻の父による住居への贈与および夫の事業への援助を考えるとき、妻は住居の売却代金の三分の二、夫は三分の一を与えられるという。

ここで家族法改正法第十二条をみれば、「第一部の規定は、(a)問題となつてゐる財産が一九七八年三月三十一日以前に取得された……にもかかわらず、適用する」と定めている。⁽²⁾ 当面の事例でも婚姻住居は一九七八年より前に取得されているから、その分配についても、前示の規定が遡及して適用されることになる。そこで改めて妻の

父による夫婦への関与を評価する必要がある。夫婦が婚姻住居を購入するについて、妻の父が約半分の金額を贈与したのに加え、夫の事業に対し相当な経済的援助を与えていた。これらの金銭的な贈与および援助がなければ、現在の夫婦はあり得なかつたにちがいない。最終的に夫の分け前を三分の一とした裁判所の評価は、夫婦のいずれにとつても妥当なものであつたと思われる。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 19. p. 440.
(2) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 153. p. 114.

② Molz v. Molz (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六九年に婚姻し、一九八〇年に別居した。婚姻住居は一九七七年に妻が父を相続したことによって得た資金のみで購入された。その時以降、ほとんどすべての財政一子の世話および家計の運営は妻によって処理されてきた。また、妻はレジア一用のボートの購入・改造のために八〇・〇〇〇ドルを支出した。改造に必要な財政上の調整のため、ボートは夫の会社の名義で登録された。妻は雇傭を得て年に一四・〇〇〇ドルを得ている。一方、夫は工事請負人であったが、ボートで働くために従来の職を辞した。妻は離婚の訴において家族財産の不均等を分配を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、婚姻住居はいくらか夫によって改造されているが、重要なことではないから、妻の有利に七十五対二十五の割合で分配されるのが合理的であるという。

③ Pos v. Pos (一九八一) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦はオランダで一九五一年に婚姻し、一九五四年にカナダに移住したが、一九七九年に

別居した。夫婦は大部分を妻の義母からの六〇〇・〇〇〇ドルを越える贈与により、実質的な財産を蓄積することができた。夫は精神科医として名声を博しており、妻は伝統的な主婦として役目を果し、家庭外で労働に従事することはなかった。離婚訴訟において、妻は家族財産の不均等な分配を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認めて次のように判断している。すなわち、義母の贈与は夫婦双方の生活程度を高めることを目的としているが、妻に対する贈与であつたことは明白である。夫は贈与が妻に対するものであることを承認し、その収益で購入したものは妻のものであることを認めていた。財産が妻のものであることを婚姻中に継続して認めていた夫に、それを否認することを許すのは不均衡であるという。

さきにみた②の事例では、婚姻住居の購入費用は妻が父を相続したことで得た資産のみで購入されたというが、その名義が夫婦共有とされたのか、妻の単独名義なのか明らかでない。だが、いずれにしても、実質的には妻の単独所有に属するとみてよい。子の世話、家政の運営さらに加えてボートの購入についても、ほとんど妻の支出によつて行われていた。他方で夫の寄与としては、ボートを会社名義で登録したこと、婚姻住居のわずかばかりの修理に留まっている。裁判所は三対一の割合で妻の有利に分配したというが、妻の果した役割を考えれば、さらに夫に不利な割合でもよかつたのではなかろうか。

また、③の事例でも②の場合と同様に、夫婦は妻が義母より贈与をうけた財産を共同生活の基礎としている。だが、②の例とちがい、ここでは精神科医として名声を博している夫は従来、これらの財産はすべて妻の単独所有に属することを承認していた。詳細はわからないが、医師としての多額の収入からみて、妻の財産をあてにする必要はなかつたのが実情であろう。だが、離婚訴訟で夫は改めて妻の義母による贈与が夫婦双方に対するものであつたと主張したようである。しかし、このような主張はいわゆる禁反言の原則 (Estopell) に照らして認める

」ではない。改めて「いやでもなく、禁反言の原則は法の世界における Fair play の現われであり、過去の行動と矛盾する主張を禁ずる英米法における重要な原則である。⁽³⁾ 裁判所が夫の主張を全く認めなかつたのも首肯されよう。なお、②および③の事例に家族法改正法第四条四項(f)の規定が適用されるのはいうまでもない。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 29. p. 353.
- (2) R. F. L. 2d. vol. 30. p. 422.
- (3) 高柳月末延編「英米法辞典」一九六七年一六二頁。
- (4) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 153. p. 111.

④ Wilbur v. Wilbur (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七一年に婚姻し、一九八一年に別居した。彼等は婚姻中フルタイムで働き、夫の年収は二五・〇〇〇ドル、妻のそれは一五・〇〇〇ドルであった。婚姻住居は妻の両親から購入し、父の要求により、妻の名義で登録した。購入代金六〇・〇〇〇ドルは妻が父から無利息で借用し、分割払いの頭金は要求されなかつた。別居後、妻は子と共に婚姻住居に残り、借金の返済義務も実質的に彼女が単独で履行していた。その後、妻は離婚の訴により家族財産の分配を請求した。原審は婚姻住居の均等な分配を命じたので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、妻の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、妻は借用証書に署名する」とにより、婚姻住居の購入代金について単独で支払責任を引受けた。婚姻中、借用金の支払いは夫婦の共同口座より行われたが、実質的には妻が単独で支払っていた。他方、夫は家族のために住居を提供すべき責任を果すため、

きわめて控え目な支出しかできなかつた。婚姻が破綻した場合に妻を保護するという特別な目的で婚姻住居が彼女の名義にされたことは明らかであり、その売却代金はすべて妻に与えられるといふ。

こゝではさきにみた①および②の事例と異なり、妻は両親の財産を相続したのでもなく、金銭の贈与をうけたわけでもなく、借用証書に署名して六〇・〇〇〇ドルを借用したにすぎない。つまり、両親より借金をして婚姻住居を購入し、彼女の名義で所有することになった。夫が住居についてなんらの権利も有していないことは、このような事情にからみて明らかであらう。妻の両親は夫がこの住居について少しでも権利を主張する余地を当初から全くなくしておくため、あえて親子間での金銭の貸借という型式によつたものと考えられる。婚姻住居に関する限り、妻の側から分配を請求する理由も必要も全く存在しなかつたといつてよい。

(1) R. F. L. 2d. vol. 33. p. 49.

四 む す び

オンタリオ州において、一九七八年三月三十一日より施行された「家族法改正法」がはじめて、離婚の際に夫婦間で行われるべき家族財産の分配に関する詳細な規定を設けた。これらの規定はその後、一九八六年三月一日より施行された「家族法典」の中に表現を変えながら受け継がれている。⁽¹⁾本稿では家族法改正法が効力を有していいた約八年の間に家族財産の分配をめぐつて争われたいくつかの事例を検討する機会を得た。家族財産の中でもいわゆる婚姻住居がとくに重要な要素を成しているためか、その分配をめぐる事例が多くみられた。

ところで、検討の対象とした二十数件の事例の中で七件では、家族財産が家族法改正法の原則に従つて夫婦間

に均等に分配されているのに対し、十六件では不均等な分配が認められている。このような事例の数のみから即断することはもとよりできないが、家族財産を原則的に均等に分割するよりも、いわば例外的に不均等に分配される場合の方がより多くの問題を含んでいることを実感することができた。これをさらに掘り下げれば、不均等に分配することが要請される原因ないし理由としていくつかに分類されるが、その中でも、夫婦各自の寄与を理由とするもの、さらに夫婦の一方が相続または贈与によつて財産を得ていた場合にきわ立つて問題が生じている実情を知ることになった。

本稿の序説でも触れたように、一九七五年の家族法改正法では、婚姻が解消されるとき、婚姻財産がいかに公正に分配されるかの問題を全く扱っていないなかつた。三年後に制定された一九七八年の家族法改正法はこの問題をはじめて法律の中で明記することにより、大いなる一步を踏み出しており、八年後の一九八六年の家族法典への確実な橋渡しの役目を担つたことを高く評価しなければならない。この意味からも、本稿で参照した二十数件の事例は、当面の問題について種々の面からわれわれに多くの示唆を与えてくれるにちがいない。

(1) 同法は第五条を「純家族財産の均等化」と題して規定を設けている。村井「家族法典一九八六年」神戸学院法学
第二八巻三号八五頁一八六頁参照。